

## 石岡市職員提案に関する要綱

平成28年10月31日

訓令第7号

### (目的)

第1条 この訓令は、本市における職員の行政事務に関する創意工夫を奨励し、勤務意欲の高揚並びに事務改善及び能率向上を図り、もって住民サービスの向上に資することを目的とする。

### (提案者の範囲)

第2条 この訓令で提案を行うことができる職員（以下「提案者」という。）とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する職員とする。

2 提案者は、単独又は2人以上の共同で提案することができる。

（平30訓令4・一部改正）

### (提案の内容)

第3条 提案の内容は、行政事務の改善及び能率向上に関する事項とし、次に掲げるものは、提案として取り扱わないものとする。

- (1) 明らかな不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- (2) 職員個々の採用、異動、賞罰等の人事及び勤務条件に関するもの

### (提案の方法)

第4条 提案者は、提案書（別記様式）に必要事項を記入し、石岡市行政事務改善委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

2 提案者は、随時、提案書の提出をすることができる。

### (提案の審議)

第5条 前条第1項の規定により提出された提案は、石岡市行政事務改善委員会において審議する。

2 提案の審議は、提案者の所属、職及び氏名を秘して行わなければならない。

### (提案の実施)

第6条 市長は、提案のうち実現が可能と認めるものについては、主管部長を決定し、提案の実施について検討させるものとする。

### (提案の公表)

第7条 提案のうち全庁的な周知が必要と市長が認めるものについては、提案の内容について

全庁的に公表するものとする。

(褒賞)

第8条 市長は、提案が特に優れたものと認められるときは、当該提案を行った職員を褒賞するものとする。

(令1訓令7・一部改正)

2 市長は、実現された提案が第1条に規定する目的を達成したと認められるときは、当該提案の実現に向けて特に尽力した部署又は職員を褒賞するものとする。

(平30訓令4・令1訓令7・一部改正)

(提案に関する諸権利)

第9条 提案に関する諸権利は、市に帰属する。

(平30訓令4・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 提案についての庶務は、市長公室行革推進課において行う。

(平30訓令4・旧第9条繰下)

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平30訓令4・旧第10条繰下)

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月9日訓令第7号)

この訓令は、令和元年9月9日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

石岡市行政事務改善委員会

委員長 殿

提 案 書

所属職 氏名 (※1)	
氏名等 公表の 可否 (※2)	公表することができる ・ 公表することに支障がある (いずれかを囲む。)
提案名	
提案要旨 (※3)	
関係課	(提案内容に関係すると思われる課)

※1 共同提案の場合は、氏名等欄に連名で記載してください。

※2 提出された提案の内容は、全庁的に公表する場合があります。その際に所属、職、氏名の公表の可否について選択してください。

※3 提案要旨は、分かりやすく具体的に記入してください。

なお、書ききれないときは別紙に記入し、参考資料があれば添付してください。